

声 明 文

日本義塾 新村紘宇二

1. 私は今、5人の元総理大臣（小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、麻生太郎、鳩山由紀夫）を被告として、建築基準法の、杜撰さ、デタラメさ、いい加減さによる、『阪神淡路大震災』の『**人災**』及び、『耐震強度偽装建物販売詐欺事件』の『**人災**』及び、私自身の賃借店舗・住居の『安全管理偽装建物賃貸詐欺事件』の『**人災**』を、静岡地方裁判所沼津支部、事件番号平成 22 年(ワ)第 341 号「建物賃貸借契約無効確認等請求事件」として係争中であるが、驚くことに、元総理大臣達の答弁書は、何れも『否認』『不知』、更には、自分達は特別職公務員であり、公務員であるから、『国家賠償法』に基づき「被告適格」（当事者適格）はない、つまり個人として訴えられる筋合いはない！とうそぶいているのである。
2. 現在の我が国の真実の有様は、アメリカの属国である。属国というよりむしろ『隷属』の状態である。
3. なぜなら、戦中戦後の日本は、著名なフリーメーソンである、ルーズベルト大統領、トルーマン大統領、そして戦後日本を統治した、マッカーサー元帥、及び、日本でも著名なフリーメーソンである、吉田茂と鳩山一郎らが、米日のフリーメーソン同志達の『友愛』？に基づいて作った『日本国』だからである。
4. 漢字的解釈なら『友愛』の思想は歓迎すべき思想である。だが『友愛』の思想には、とてつもない『裏思想』（三十三階級思想）があり、この『三十三階級思想』こそ、アメリカの国璽である『ピラミッドアイ』なのである。つまり『聖絶』である。
5. このフリーメーソンの思想が、吉田茂をして『官僚独裁制』（逆賊二階組）を作り、鳩山一郎をして『官僚立法政治』を胚胎せしめたのである。
6. そうして、前記5の『**走狗**』として、東大閥を核とした、キャリア官僚の跋扈、それに組する『公務員制度』が出来上がった。ここに『官僚免罪』『官尊民卑』『役人天国』の図式がフリーメーソン達の『実験』として敷衍したのである。
7. 国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百五号）は前記6の『**走狗**』救済法として成立したのだ。公務員がした悪事に対し、その被害者である国民を救済する為に作られた法律でなく、全く真逆の意図、悪事を働いた公務員を救済する目的で作られたのである。公務の執行を『萎縮』させない為に、公務員が悪事を働いて国民に被害を与えた場合、『国』がその悪事を働いた公務員に代わって、弁償するというのである。要するに、**悪事を働いた公務員は、直接被害者である国民に対して『謝罪』（慰謝料等）する必要はない！**とした、とんでもない『イカサマ』の法律なのである。
8. 終戦直後の昭和二十二年に、占領統治下で出来たこの法律『国家賠償法』は、フリーメーソン達が作った『国民奴隸法・国民隷属法』の最たるものなのである。
9. 国家賠償法は、たった六条しかない、伏魔殿・フリーメーソン教条法／悪法である。
10. 逆賊二階組（主税局・主計局）に組する官僚、宦官、貪吏（公務員）は、フリーメーソンの『**走狗**』であり、この貪吏達（公務員）は『萎縮』することなく、拝金に、私腹に、悪事に、享樂に、『国民の不幸は蜜の味』に耽るのである。
11. **こうして、必ず、『革命』は起こるべくして起こる！** 正にフリーメーソン達の目論見である『社会科学の弁証法的揚棄／止揚』の『実験』なのである。
12. **法律学者と裁判官は、この『国家賠償法』の『官僚免罪』の『毘』を見抜き、悪事を働らく（背任罪や職権濫用罪等他）公務員個人に直接『謝罪』させるよう、大阪高裁昭和 35 年(ネ)第 789 号の判示を『法の常識』とするよう！大声する次第である。**